
參考資料

1 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
平成 20 年		
6 月 30 日	第 1 回庁内策定委員会	川根本町環境基本計画策定の趣意、策定体制及びスケジュール、企画提案参加要領及び仕様書について、町民会議について
8 月	基礎調査および環境関連計画・施策の把握	
9 月	町民環境レポートの募集（平成 21 年 2 月末まで）	ホームページ、回覧、広報かわねほんちょう 10 月号にて募集（守りたい環境 39 地点、直したい環境 16 地点、合計 55 地点）
9 月 26 日	第 2 回庁内策定委員会	計画の基本的考え方の説明、環境関連計画・事業の把握についての説明、アンケート調査(案)についての検討
9 月 30 日	第 1 回環境町民会議	委嘱式、委員自己紹介、環境基本計画についての説明、計画の基本的考え方・策定スケジュールの説明、課題の抽出・検討（各委員の意見把握）、アンケート調査(案)についての抽出・検討
10 月 23 日	川根本町環境基本計画に関するアンケート調査（11 月 7 日まで）	配布数は町民 1,000、事業者 68、有効回答率は町民 47.8%、事業者 63.2%。
12 月 18 日	第 2 回環境町民会議	環境関連計画・事業およびアンケート調査の結果報告、課題の抽出・検討
平成 21 年		
1 月 15 日	第 3 回庁内策定委員会	アンケート調査の結果報告、課題の抽出・検討
2 月 1 2 日	第 4 回庁内策定委員会	環境の現状把握・環境特性マップ・川根本町対応レッドリスト・外来種リストの結果報告、課題の抽出・検討
2 月 27 日	第 3 回環境町民会議	環境の現状把握・環境特性マップ・川根本町対応レッドリスト・外来種リストの結果報告、課題の抽出・検討
6 月 7 日	川根本町の環境を考えるワークショップ	地域の抱える環境課題、課題を解決する方策は、川根本町の未来の環境（町民 12 名参加）
7 月 3 日	第 4 回環境町民会議	望ましい環境像の検討、環境目標の検討、重点プロジェクト・取り組みの検討
7 月 22 日	第 5 回庁内策定委員会	重点プロジェクト・取り組みの検討
8 月 4 日	第 6 回庁内策定委員会	望ましい環境像の検討、環境目標の検討、重点プロジェクト・取り組みの検討
8 月 21 日	川根本町の環境を調べるネイチャーウォッチング	水生生物調査による水質判定、河原の石ころ調査（小学生 14 名参加）
10 月 14 日	第 7 回庁内策定委員会	望ましい環境像の検討、環境目標の検討、重点プロジェクト・取り組みの検討、数値目標の検討
12 月 11 日	第 5 回環境町民会議	計画案の検討
平成 22 年		
2 月～3 月	パブリックコメント	
3 月	計画の策定	

2 委員名簿

(1)環境町民会議 (敬称略)

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
浅野良之助	接岨	澤本 等	徳山	的場 正明	吉町河内
小澤 節子	高郷	鈴木 正文	梅高	宮木 典彦	小長井
後藤 勝	小長井	中尾 人巳	水川	森下 文子	上長尾
小西 宣幸	藤川	波多野 勲	大間		
佐藤 福美	下長尾	松下 正巳	徳山		

(2)庁内策定委員会

(平成20年度)

役職	氏名	役職	氏名
副町長(委員長)	澤本 廣	企画観光課長	山田俊男
総務課長	小坂 進	住民課長	的場 徹
町民課長	西村太一	事業課長	(建設課長兼務)
産業課長	鈴木一男	教育総務課長	小坂泰夫
建設課長	岩田利文	企画環境課長	羽根田泰一

(平成21年度)

役職	氏名	役職	氏名
副町長(委員長)	澤本 廣	建設課長	大石守廣
総務課長	小坂泰夫	商工観光課長	西村太一
生活健康課長	羽倉範行	教育総務課長	山田俊男
産業課長	鈴木一男	企画課長	羽根田泰一

3 川根本町の環境を考えるワークショップ参加者

(敬称略)

氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区
山田 典秀	田代	芹澤 一志	上岸	橋本 務	徳山
筑地 秀昭	小長井	長嶋 勝	接岨	澤口 浩忠	徳山
土田 慎	上岸	浅野良之助	接岨	山本美津江	下長尾
森越 節子	上岸	中澤 智義	徳山	山口 文久	下泉

4 町民環境リポート協力者

中川根第一小学校児童 38 名、中川根南部小学校児童 16 名、長塚誠(敬称略)

5 環境基準等

(1)大気汚染

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること
達成期間	5年以内	7年以内	早期	早期	早期
告示年月日	S48.5.16	S53.7.11	S48.5.8	S48.5.8	S48.5.8

- 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトミントレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

- 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2)騒音

騒音に係る環境基準（道路に面さない地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

- AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

- 1車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線道路を担う道路に近接する空間における特例

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

- 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。
- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成11年3月26日 静岡県告示第277号）

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

(3)水質汚濁

生活環境の保全に関する環境基準

ア．河川（その１）（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道１級、 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1 mg/l	25 mg/l	7.5 mg/l	50MPN/	水域類型 ごとに指 定する水 域
		8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下	
A	水道２級、水産１級、 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2 mg/l	25 mg/l	7.5 mg/l	1,000MPN/	
		8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下	
B	水道３級、水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3 mg/l	25 mg/l	5 mg/l	5,000MPN/	
		8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下	
C	水産３級、工業用水１級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5 mg/l	50 mg/l	5 mg/l	-	
		8.5 以下	以下	以下	以上	-	
D	工業用水２級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上	8 mg/l	100 mg/l	2 mg/l	-	
		8.5 以下	以下	以下	以上	-	
E	工業用水３級、環境保全	6.0 以上	10 mg/l	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/l	-	
		8.5 以下	以下		以上	-	

1.基準値は日間平均値とする。

2.自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

3.水道１級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4.水産１級 : ヤマメ、イワナなど貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級 : サケ科魚類及びアサギ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水産３級 : コイ、フナなど、中腐水性水域の水産生物用

5.工業用水１級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級 : 特殊な浄水操作を行うもの

6.環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ．河川（その２）

類型	水生生物の適応性	全亜鉛	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	

1.基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

水質汚濁にかかる環境基準設定水域（河川）

名称	範囲	水域類型	達成期間	設定期日	
大井川水系	大井川上流	駿遠橋から上流	河川 AA	直ちに達成	昭和46年5月25日

人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下

1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(4) 土壌・ダイオキシン類 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の基準	項目	環境上の基準
カドミウム	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1 mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006 mg 以下であること。
鉛	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05 mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。
砒素	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002 mg 以下であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005 mg 以下であること。	チウラム	検液 1l につき 0.006 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 1l につき 0.003 mg 以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02 mg 以下であること。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02 mg 以下であること。	セレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002 mg 以下であること。	ふっ素	検液 1l につき 0.8 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004 mg 以下であること。	ほう素	検液 1l につき 1 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02 mg 以下であること。		

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては項目ごとに定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1l につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1l につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

ダイオキシン類に係る環境基準・耐容 1 日摂取量

区分	項目	基準値	項目	基準値
環境基準	大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	底質	150 pg-TEQ/g 以下
	水質(底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下	土壌	1000 pg-TEQ/g 以下
耐容 1 日摂取量	-	4 pg-TEQ/kg/日 以下		

1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
5. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性に換算した値とする。
6. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
7. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6 用語解説

あ行

アイドリングストップ

大気汚染や騒音の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO₂）などがある。SO_xともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときに排出される。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

インタープリター

自然観察や自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称している。

エコアクション 21

ISO14001 規格をベースにしなが、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

エコクッキング

買い物からはじまり、献立、調理、食事、片付け、排水やごみ処理など、毎日の食生活全般にわたって環境を大切に暮らすを考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル（生態学的）とエコノミカル（経済的）の両方の意味を表している。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。「エコツーリズム推進法」（平成 19 年）においては、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

オゾン層の破壊

オゾン層は、成層圏の高度 20～40km 付近に多く

存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより、地球上の生物を守る働きをしている。しかし、大気中に放出されたフロン類によってオゾン層が破壊され、地表に達する紫外線の量が増大している。そのため、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害を引き起こすことが懸念されている。

オゾン層の保護のためのウィーン条約

オゾン層の保護のための国際的な対策の枠組みに関する条約で、1985 年 3 月に採択され 1988 年 9 月に発効した。日本は 1988 年加入。国連環境計画（UNEP）を中心として検討されてきたこの条約では、国際的に協力してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、オゾン層に影響をおよぼす人間活動を規制する措置、オゾン層の保護に関する研究、観測、情報交換が決定された。

オゾン層保護法

オゾン層の保護のための国際的な協力を促進することを目的とした「オゾン層保護のためのウィーン条約」や、その具体的な推進のためのモントリオール議定書を国内で適切に施行することを主たる目的として 1988 年 5 月に制定された法律。正式名称を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素（CO₂）などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

外来生物

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった生物のこと。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

環境基準

環境基準は、環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

環境基本法の規定に基づき、平成6年に策定された計画。本計画では、「循環」「共生」「参加」「国際協力」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。平成12年12月、平成18年3月に見直され、平成18年4月には「第3次環境基本計画」が閣議決定された。

環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境マネジメントシステム（EMS）

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。

間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：京都会議）で採択された気候変動枠組条約の議定書。日本は平成10年4月28日に署名、平成14年6月4日に批准した。先進締約国に対し、平成20～24年（2008～12年）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年（1990年）比で、平均5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。平成17年2月16日に発効した。

グリーンツーリズム

平成4年度に農林水産省が提唱した言葉であり、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動として位置づけている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称をいう。

さ行

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、平成18年3月に「静岡県環境基本

本計画～環境の世紀を拓く“持続可能な社会”をめざして（改定版）」が策定された。

新エネルギー

太陽光発電や風力発電などのように、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーを「新エネルギー」という。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコジェネレーション、燃料電池などがある。

森林セラピー

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取組であり、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動でもある。

た行

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に5年ごとに策定する地域森林計画の対象とされる民有林。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

窒素酸化物

一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NO_xとも略称される。窒素酸化物は自動車や工場などからの排気ガスとして発生し、呼吸器系に対する有害性が知られている。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に

より、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のほか、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車などが含まれる。最近では一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定車も低公害車と呼ばれる。

天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む)植物(生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)で学術上価値の高いものうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾダイオキシン)に換算して評価するときの単位。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法(平成17年6月施行)によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

な行

二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた優良な集約的農地を確保・保全する区域。農地の無秩序な開発行為を予防し、耕作しやすい環境を確保することを目的とする。

は行

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体(植物、動物など)のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

廃棄物

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃

油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

ピコグラム (pg)

1兆分の1グラムを表す重さの単位。ナノグラム(n g)の1000分の1、マイクログラム(μ g)の100万分の1、ミリグラム(m g)の10億分の1。ダイオキシン類など微量な化学物質の濃度を表す単位として用いられる。

不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

フロン類

炭化水素に塩素やフッ素が結合した化合物の総称。クロロフルオロカーボン(CFC)は、メタン、エタンなどの水素を塩素やフッ素で置換した極めて安定な物質で、洗浄剤や発泡剤等に広く用いられたが、オゾン層を破壊することが分かり、全廃が決定された。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

ま行

マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、繰り返し利用できるバッグを持参するもの。環境省などがマイバッグ運動を展開している。

モントリオール議定書

正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。1987年に採択、1989年発効。日本は採択時に署名。ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、該当する物

質の生産、消費及び貿易を規制することをねらいとしている。具体的には、成層圏オゾン層破壊の原因とされるフロン等の環境中の排出抑制のための削減スケジュールなどの規制措置を定めている。

ら行

リサイクル（再資源化）

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リデュース（ごみの減量）

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることなどが考えられる。

リユース（再使用）

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合(IUCN)が昭和41年(1966年)に初めて発行した。日本では平成3年に環境庁(現在の環境省)がレッドデータブックを作成し、平成12

年からはその改訂版が発行されている。静岡県では平成16年に県版レッドデータブックが公表された。

アルファベット

FSC 森林認証

FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、木材を生産する森林、そしてその森林から切り出された木材を使って生産・加工を行なっているかどうかを認証する国際機関の一つ。FSCは森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証するだけでなく、このFSCのマークが入った製品を買うことで、消費者も世界の森林保全に間接的に関与できる仕組みである。

ISO14001

ISO(国際標準化機構)が平成8年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。PDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることを目指す。

NPO(特定非営利活動団体)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。まちづくり、環境、教育などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。